

石川県公報

平成27年7月3日
第12813号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示			
○介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定（厚生政策課）	1	○平成27年度クリーニング師試験公告（薬事衛生課）	3
○介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定（同）	1	○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	3
○青少年に有害な興行の指定（少子化対策監室）	1	公安委員会	
○青少年に有害な図書等の指定（同）	2	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	3
公 告		選挙管理委員会	
○予防接種を行う医師に係る公告（健康推進課）	2	○石川県選挙管理委員会告示第207号の公布公告	4
		正 誤	
		○平成27.6.30号外第54号中	6

告 示

石川県告示第327号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年7月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
合同会社 ゆずりは	河北郡内灘町字鶴ヶ丘 1丁目360番地	居宅介護支援事業所 ゆずりは	河北郡内灘町字鶴ヶ丘 1丁目360番地	平成27年 4月20日

石川県告示第328号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年7月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
合同会社 ゆずりは	河北郡内灘町字鶴ヶ丘 1丁目360番地	居宅介護支援事業所 ゆずりは	河北郡内灘町字鶴ヶ丘 1丁目360番地	平成27年 4月20日

石川県告示第329号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成27年7月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	ザ・禁断保健室 -美人女校医の場合-	新 日 本 映 像
〃	女詐欺師と美人シンガー お熱いのはどっち?	〃
〃	色欲絵巻 千年の狂恋	オ ー ピ ー 映 画
〃	女忍者 潮吹き忍法帖	〃
〃	オナニーシスター たぎる肉壺	〃
〃	人妻や・り・ま・ん旅行 うづく肉体	新 東 宝 映 画
〃	情炎の島 濡れた熱帯夜	オ ー ピ ー 映 画

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成27年7月3日

石川県告示第330号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成27年7月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2015年8月号 (04333-08)	(株)ダブリュエスコレーション
〃	NaiNaiプレス北陸 2015年8月号 (06805-08)	電 王 堂 出 版 (株)
隔 月 刊 誌	DOM 2015年8月号 (86663-08)	(株)ザウスマガジン社

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあっては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成27年7月3日

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年7月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
新 浩 一	県内全域	白山市宮保新町130番地1 新しくにつく

平成27年度クリーニング師試験公告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成27年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成27年7月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 試験の日時
平成27年11月6日（金）午後1時から
- 試験の場所
金沢市諸江町中丁467番地2
石川県クリーニング会館
- 願書の配布
平成27年9月3日（木）から石川県健康福祉部薬事衛生課、県各保健福祉センター及び金沢市保健所で配付する。
- 出願に関する書類の受付期間
平成27年9月7日（月）から同月25日（金）まで
（郵送の場合は、受付期間内の消印があるものを受け付ける。）
- 出願に関する書類の提出先
（1）県内（金沢市を除く。）に居住する者 住所地を管轄する県保健福祉センター
（2）金沢市又は県外に居住する者 石川県健康福祉部薬事衛生課
- その他
詳細については、石川県健康福祉部薬事衛生課へ問い合わせること。

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、白山市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成27年7月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
白 山 都 市 計 画 地 区 計 画 （ 白 山 市 鹿 島 平 地 区 ）	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第81号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成27年7月3日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第4（指定方向外進行禁止）小松警察署管内の表に次のように加える。

448	市道糸町2号線	小松市白江町口21番地1先	白江町方向から園町方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終日
-----	---------	---------------	-----------------	--------------	----

別表第10（普通自転車歩道通行可）金沢東警察署管内の表76及び77を次のように改める。

76	市道準幹線584号 南森本塚崎線、 1級幹線38号観 法寺吉原線	金沢市南森本町り105番地27先から 金沢市塚崎町ニ38番地5先まで	終日	約460 メートル
77	市道準幹線584号 南森本塚崎線、 1級幹線38号観 法寺吉原線	金沢市吉原町口31番地1先から 金沢市南森本町り1番地1先まで	終日	約490 メートル

別表第11(最高速度の指定)小松警察署管内の表に次のように加える。

280	市道沖町1号線、 沖町2号線、あ おば保育園通り 線、沖町4号線	小松市沖町イ246番地1先から 小松市沖町ソ81番地1先まで	約1,020 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引 ③を除く。)
-----	---	-----------------------------------	----------------	----------------	----	------------------

別表第18(駐車禁止)金沢東警察署管内の表に次のように加える。

365	市道準幹線584号 南森本塚崎線、 1級幹線38号観 法寺吉原線	金沢市南森本町り105番地27先から 金沢市塚崎町ニ38番地5先まで	約460 メートル	終日	車両
-----	---	---------------------------------------	--------------	----	----

別表第20 金沢東警察署管内の表38の項を次のように改める。

38	削	除
----	---	---

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第207号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

平成27年7月3日

石川県選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第207号

石川県小松市若杉町1丁目59番地浜崎茂から提起された平成27年4月26日執行の小松市議会議員選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、平成27年6月24日、当委員会は次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第215条の規定により告示する。

平成27年6月24日

石川県選挙管理委員会

裁 決 書

石川県小松市若杉町1丁目59番地
審査申立人 浜崎茂(47)

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から平成27年5月11日付けで提起された平成27年4月26日執行の小松市議会議員選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力に関する審査の申立てについて、石川県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨及び理由

1 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、平成27年4月30日付けで小松市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は同年5月8日、この異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたので、申立人は、この決定を不服として、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする裁決を求める、というものである。

2 審査の申立ての理由

その理由を要約すれば次のとおりである。

- (1) ポスター掲示場にポスターを掲示するのであれば、全ての候補者のポスターを掲示しておかなければ、公正な選挙とは言えない。日本国憲法の前文には「正当に選挙された」とあり、公職選挙法第1条には「日本国憲法の精神に則り」とあるが、本件選挙は憲法違反、公職選挙法違反である。
- (2) テレビや新聞のメディアが全ての候補者の写真を掲載しておらず、公正な選挙を行う上で非常に大きな弊害となっている。
- (3) 選挙運動期間中以外にも関わらず、選挙運動ポスターより大きな規格のポスターが至るところに設置されており、民主政治の健全な発達に反しており、憲法違反である。
- (4) 小松市民は一票の大切さを理解せずに投票しており、民主政治の健全な発達の最も大きな弊害であり、憲法に違反している。
- (5) 候補者の数を正確に有権者に伝えようとししないのは違反ではなくとも正当ではない。市委員会の原決定は、公職選挙法を憲法の精神に則って解釈しておらず、憲法違反である。

以上のことから本件選挙は無効である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、申立人の本件申立てを適法なものと認めてこれを受理し、慎重に審理した。その結果は次のとおりである。

およそ選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限定されている。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行の手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果についてあるいは異なった結果が生ずる可能性のある場合をいうものとされている。」（最高裁判所昭和29年9月24日判決）

当委員会は、こうした観点に立ち、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るか否かについて、次のとおり判断する。

1 審査の申立ての理由(1)について

申立人は「ポスター掲示場にポスターを掲示するのであれば、全ての候補者のポスターを掲示しておかなければ公正な選挙とは言えない。」と主張するが、その主張は申立人の主観を述べたものにすぎず、選挙の規定に違反する点は認められない。

選挙運動は、候補者及びその選挙運動者等がその当選を図るため、法令の規定の範囲において自由に行われることが、選挙が公正に行われるための基本条件であり、このことは、法第225条において選挙の自由を妨害する行為をした者に対して罰則規定が設けられていることから明らかである。

この点、市委員会において、各候補者が公平にポスターを掲示できるよう、候補者数に相当する数以上の掲示用区画が用意されており、ポスターの掲示について、選挙の規定違反及び選挙の公正を損なったとの事実は確認されなかった。

2 審査の申立ての理由(2)について

新聞紙、雑誌の報道等については法第148条、選挙放送については法第151条の3において、それぞれ虚偽の事項を記載、放送し又は事実をゆがめて記載、放送する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない旨、規定されている。本件選挙における報道または選挙放送について、表現の自由を濫用して選挙の公正を害した事実は確認されなかった。また、申立人が提出した証拠は、本件選挙に関するものではなく、その主張を裏付ける

証拠は提出されていない。

仮に申立人が主張するような事実があったとしても、「かかる違法は同法235条の2第1号による刑事上の責任となるだけであって法205条にいう選挙の規定違反ではなく選挙無効の原因となるものではない。」(最高裁判所昭和30年8月9日判決)と判示されるとおり、選挙の規定に違反するものではない。

3 審査の申立ての理由(3)について

公職の候補者等の政治活動のために使用されるポスターについては、法第143条において、ベニヤ板等を用いての掲示、選挙の任期満了日の6月前から当該選挙の期日までの間の掲示がそれぞれ禁止されるなど規制はあるものの、当該規定の範囲内であれば、自由に行うことができるものである。

そもそも、憲法は「言論、表現の自由」を保障しており、政治活動は原則自由に行うことができるとされる。ただし、その自由は絶対無制限に保障されるものではなく、公共の福祉のために必要がある場合に、必要且つ合理的な制限がなされることは憲法に違反しない旨、累次の判例で示されているところである。

4 審査の申立ての理由(4)及び(5)について

公職選挙法の理念は、法第1条において「憲法の精神に則り、(中略)選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする」と規定されている。憲法の精神とは、国民主権主義を基調とする民主主義の理念を指し、法は「投票することの自由と自由な判断による投票」、「選挙運動の自由」などの選挙における自由を理念としているほか、広く一般国民が直接議員及び長を公選する直接選挙の手続きを定めており、法の公正適確な運用が民主主義の基盤をなすものであると思料される。

申立人の主張は、専ら自らの主観に基づくものであり、その根拠も合理性が著しく不十分であるほか、その主張には選挙の規定に違反する点は認められない。

以上のとおり、申立人の主張には理由がなく、原決定は正当なものであることから、当委員会は法第216条第2項において準用する行政不服審査法第40条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成27年6月24日

石川県選挙管理委員会

委員長 今 井 欽 次

正 誤

平成27年6月30日発行の石川県公報号外第54号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤			正		
6	石川県選挙管理委員会告示第202号	西村 祐士	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	西村 祐士	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党